

高松市子どもの貧困対策推進計画（案）について（概要）

計画の概要

計画の名称

高松市子どもの貧困対策推進計画 ～すべての子どもの幸せのために～

計画の期間

平成30（2018）年度から34（2022）年度までの**5年間**

計画の構成

第1章 計画の策定に当たって	第4章 計画の基本的な考え方
1 計画策定の背景と目的	1 計画の基本理念
2 計画の位置付け	2 基本的な視点
3 計画の期間	3 施策の体系
第2章 高松市の子どもの貧困の現状	第5章 具体的な取組内容
1 子どもの貧困の状況	1 教育の支援
（1）子どもの貧困	2 生活の支援
（2）住民アンケート	3 就労・経済的な支援
（3）支援者ヒアリング	4 制度利用・相談の支援
2 子どもの貧困に関する指標	5 新規事業
第3章 子どもに関する課題	第6章 計画の推進
1 教育に関する課題	1 計画の推進体制
2 生活に関する課題	（1）全庁横断的な推進体制
3 就労・経済状況に関する課題	（2）地域連携による推進体制
4 制度利用・相談に関する課題	2 計画の進行管理
	3 計画の目標値

計画の基本理念

すべての子どもが、その生まれ育った環境に左右されず、
家庭や地域で豊かな愛情に包まれ、夢や希望を持って
健やかに成長していける社会の実現

参考

計画等名称	基本理念など
子どもの貧困対策の推進に関する法律	この法律は、 子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう 、 貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに 、教育の機会均等を図るため、 子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。
児童の権利に関する条約 (前文抜粋)	児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、 家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべき と認め、 児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し【以下略】
高松市子ども・子育て条例 (前文抜粋)	全ての子どもが、豊かな愛情に包まれ、夢と希望を持ち 、自分と他者を大切にする心や社会規範を身につける中で道徳性を養い、 地域社会の一員として健やかに育っていくことは、全ての高松市民の願いです。 【以下略】
高松市子ども・子育て支援計画	みんなで子育て！笑顔かがやくまち－たかまつ－

施策の柱

県が実施した「香川県子どもの未来応援アンケート調査」の結果や、高松市子ども・子育て支援会議での意見から把握された、本市における貧困状態にある子どもや家庭が抱える複合的な課題について、その対策を施策の柱とする。

教育

- ・子どもの発達段階に応じた学びの場の確保
- ・子どもの家庭環境等を踏まえた指導体制の充実
- ・子ども自身が望む教育を受ける機会の保障

生活

- ・生活困窮者に対する自立に向けた支援
- ・子どもの発育に応じた必要な食事や栄養の確保
- ・保護者に代わっての家庭教育や多世代での交流

就労・ 経済状況

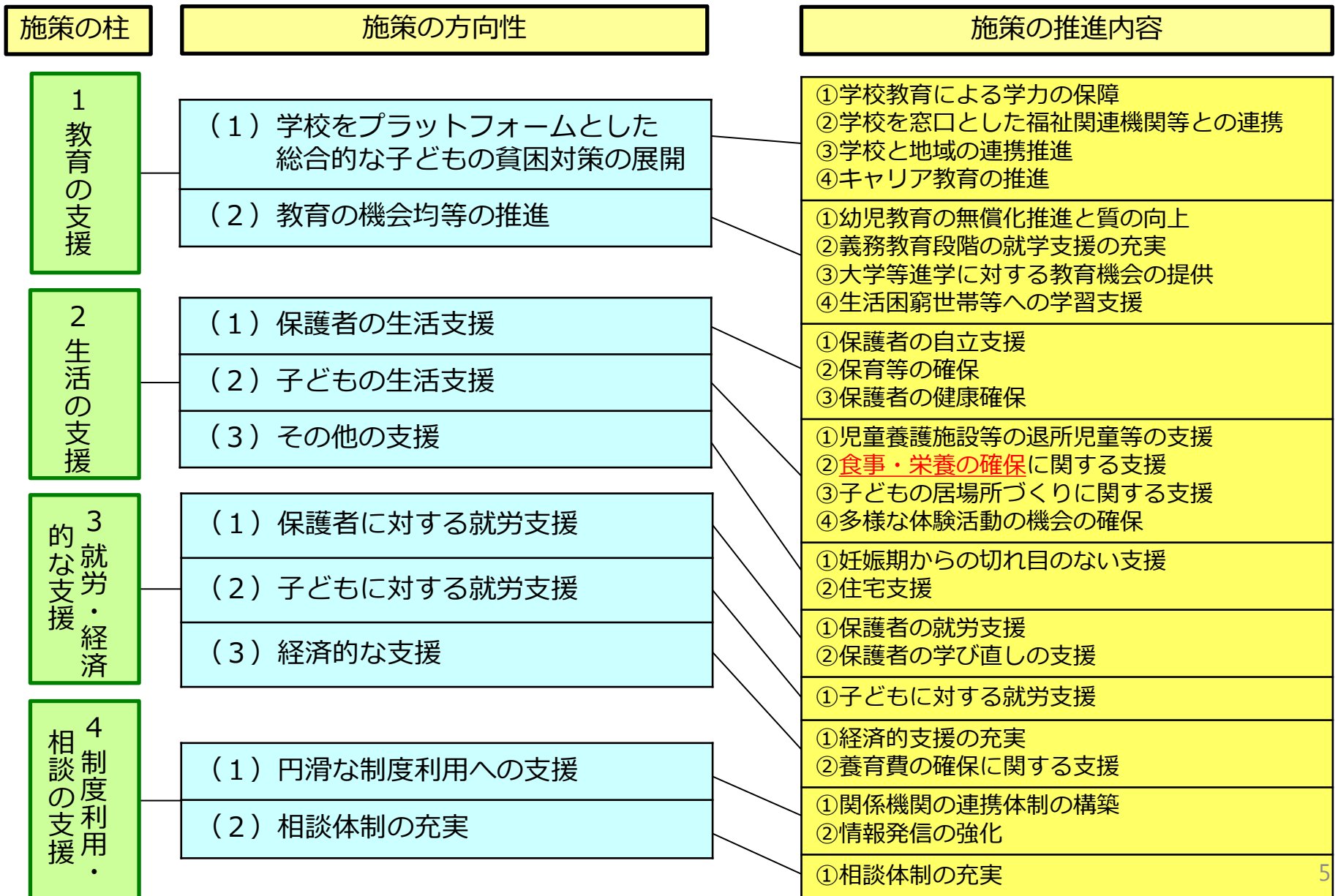
- ・保護者が安心して働ける保育環境の整備
- ・希望する仕事に付けるような学びの機会の提供
- ・各種手当や減免制度の拡充

制度利用 ・相談

- ・分かりやすい情報提供や相談しやすい体制の整備
- ・家庭の状況を把握し、必要な支援につなげる仕組みづくり
- ・関係機関等との連携体制の構築

子どもの貧困対策を総合的に推進

施策体系図 (8月31日会議資料から一部修正)



1 教育の支援

◆：新規事業

○：数値目標を設定する事業

施策の方向性	施策の推進内容	具体的な取組
(1)学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開	①学校教育による学力の保障	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な学習の時間活性化推進事業 ・少人数学級推進事業 ・市費講師配置事業 ・個別補充学習「マイ・スタディ」 ・英語教育推進事業 ・ハートアドバイザー配置事業 ・帰国児童等指導援助事業 ・副読本支給事業 ・特別支援教育支援員配置事業 ・特別支援教育サポーター配置事業
	②学校を窓口とした福祉関係機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○スクールソーシャルワーカー配置事業 ・いじめ等対策事業（スクールカウンセラー配置） ・教育相談
	③学校と地域の連携推進	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室事業 ・一体型の放課後児童クラブ及び子ども教室の推進事業 ・総合的な学習の時間活性化推進事業【再掲】 ○まなびの場づくり事業
	④キャリア教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市生徒みらい議会（中学・一高生対象）の開催

1 教育の支援

施策の方向性	施策の推進内容	具体的な取組
(2)教育の機会均等の推進	①幼児教育の無償化推進と質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園化の推進 ○ 多子世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減 ・ 保育施設等の利用者負担額の決定における寡婦控除のみなし適用 ・ 私立幼稚園就園奨励費補助 ・ 低所得世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減
	②義務教育段階の就学支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ スクールソーシャルワーカー配置事業【再掲】 ・ いじめ等対策事業（スクールカウンセラー配置）【再掲】 ・ 「強めよう絆」推進事業 ・ 帰国児童等指導援助事業【再掲】 ・ 要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業 ・ 副読本支給事業【再掲】 ・ 特別支援教育サポーター配置事業【再掲】 ・ 特別支援教育支援員配置事業【再掲】 ○ 適応指導教室推進事業（登校支援）
	③大学等進学に対する教育機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校等入学準備金貸付事業 ・ 奨学金支給事業 ・ 大学等教育資金融資制度利用者利子補給事業
	④生活困窮世帯等への学習支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習支援事業

2 生活の支援

施策の方向性	施策の推進内容	具体的な取組
(1)保護者の生活支援	①保護者の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護による支援 ○自立相談支援事業 ・女性相談事業 ・母子生活支援施設管理運営事業 ・母子・父子自立支援員等による支援 ・各種自立支援給付金の支給 ○母子・父子自立支援プログラム策定員による支援 ・就業支援講習会等の実施 ・児童扶養手当 ・保育施設等における生活保護世帯やひとり親世帯等の優先的入所
	②保育等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児放課後支援事業の利用料の免除 ・病児保育事業 ・放課後児童クラブ事業 ・子育て短期支援事業 ○ひとり親家庭等日常生活支援事業 ・病児保育事業（体調不良児対応型） ・認可外保育施設保育料助成 ・延長保育事業 ・一時預かり事業 ・保育施設等における生活保護世帯やひとり親世帯等の優先的入所【再掲】 ・ファミリー・サポート・センター事業
	③保護者の健康確保	<ul style="list-style-type: none"> ・相談事業（女性こころの相談） ・助産事業 ・ひとり親家庭等医療費助成 ・母子栄養食品支給事業 ○産後ケア事業 ○乳児家庭全戸訪問事業

2 生活の支援

施策の方向性	施策の推進内容	具体的な取組
(2)子どもの生活支援	①児童養護施設等の退所児童等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要保護児童対策支援事業
	②食事・栄養の確保に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆ こども食堂等支援事業 ・ 母子栄養食品支給事業【再掲】
	③子どもの居場所づくりに関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者居場所づくり事業 ・ 放課後児童クラブ事業【再掲】 ・ 放課後子ども教室事業【再掲】 ・ 一体型の放課後児童クラブ及び子ども教室の推進事業【再掲】 ◆ こども食堂等支援事業【再掲】 ○ まなびの場づくり事業【再掲】
	④多様な体験活動の機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者居場所づくり事業【再掲】 ・ 放課後子ども教室事業【再掲】 ・ 一体型の放課後児童クラブ及び子ども教室の推進事業【再掲】 ・ こども未来館学習体験事業 ・ こども未来館わくわく体験事業 ・ 総合的な学習の時間活性化推進事業【再掲】 ○ まなびの場づくり事業【再掲】
(3)その他の支援	①妊娠期からの切れ目のない支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助産事業【再掲】 ・ 母子栄養食品支給事業【再掲】 ○ 産後ケア事業【再掲】 ○ 子育て世代包括支援センターの設置 ○ 乳児家庭全戸訪問事業【再掲】
	②住宅支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子福祉資金等の貸付 ・ 市営住宅の母子・父子世帯及び子育て世帯枠の設置

3 就労・経済的な支援

施策の方向性	施策の推進内容	具体的な取組
(1)保護者に対する就労支援	①保護者の就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談事業（女性のための就労相談） ○ 自立相談支援事業【再掲】 ○ 母子・父子自立支援プログラム策定員による支援【再掲】 ・ 就業支援講習会等の実施【再掲】 ・ 各種自立支援給付金の支給【再掲】 ・ 子育て支援中小企業等表彰制度 ・ 合同就職面接（説明）会の開催
	②保護者の学び直しの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種自立支援給付金の支給【再掲】 ・ 就業支援講習会等の実施【再掲】
(2)子どもに対する就労支援	①子どもに対する就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子・父子自立支援員等による支援【再掲】 ・ 母子福祉資金等の貸付【再掲】 ・ 各種自立支援給付金の支給【再掲】

3 就労・経済的な支援

施策の方向性	施策の推進内容	具体的な取組
(3)経済的な支援	①経済的支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児放課後支援事業の利用料の免除【再掲】 ・ 生活保護による支援【再掲】 ・ たすけ合い金庫 ・ 病児保育事業【再掲】 ・ 放課後児童クラブ利用料の減免 ・ 助産事業【再掲】 ・ 児童手当 ・ 児童扶養手当【再掲】 ・ 子ども医療費助成 ・ ひとり親家庭等医療費助成【再掲】 ・ 母子福祉資金等の貸付【再掲】 ・ 認可外保育施設保育料助成【再掲】 ○多子世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減【再掲】 ・ 低所得世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減【再掲】 ・ 保育施設等の利用者負担額の決定における寡婦控除のみなし適用 ・ 私立幼稚園就園奨励費補助【再掲】 ・ 要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業【再掲】 ・ 副読本支給事業【再掲】 ・ 高等学校等入学準備金貸付事業【再掲】 ・ 就学金支給事業【再掲】 ・ 大学等教育資金融資制度利用者利子補給事業【再掲】
	②養育費の確保に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの養育に関する手引きの配布 ・ 母子福祉資金等の貸付【再掲】 ・ 無料法律相談などの案内

4 制度利用・相談の支援

施策の方向性	施策の推進内容	具体的な取組
(1)円滑な制度利用への支援	①関係機関の連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ◆子どもの貧困対策コーディネート事業 ・女性相談事業【再掲】 ・利用者支援事業 ・関係機関との連携
	②情報発信の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・広報事業 ・「子育てハンドブックたかまつらっこ」の配布等 ・「たかまつひとり親家庭サポートブック」の配布等
(2)相談体制の充実	①相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・相談事業（女性こころの相談）【再掲】 ・相談事業（女性のための就労相談）【再掲】 ・相談事業（女性のための法律相談） ・ふれあいのまちづくり事業 ○自立相談支援事業【再掲】 ◆子どもの貧困対策コーディネート事業【再掲】 ・女性相談事業【再掲】 ・児童家庭相談事業 ◆子ども家庭総合支援拠点 ・母子・父子自立支援員等による支援【再掲】 ・無料法律相談などの案内【再掲】 ・ひとり親家庭等日曜出張相談【再掲】 ・利用者支援事業【再掲】 ○子育て世代包括支援センターの設置【再掲】 ・ハートアドバイザー配置事業【再掲】 ○スクールソーシャルワーカー配置事業【再掲】 ・いじめ等対策事業（スクールカウンセラー配置）【再掲】 ・関係機関の連携【再掲】 ○適応指導教室推進事業（登校支援）【再掲】 ・教育相談【再掲】

推進体制

(1) 全庁横断的な推進体制

子どもの貧困問題は複雑多様であり、庁内の関係局・課が連携して施策の推進を図ることが重要であることから、「高松市子どもの貧困対策推進プロジェクトチーム」や「高松市子ども・子育て支援推進本部会」を活用し、子どもの貧困対策について全庁体制で検討するとともに、地域の実情を踏まえた子どもの貧困対策を計画的に推進します。

(2) 地域連携による推進体制

貧困対策の取組をより効果的なものとするために、子どもの貧困対策のためのコーディネーターを活用して、地域で活動している支援団体や、それぞれの組織に配置される相談員などの連携をより一層深めるためのネットワークを構築し、それぞれのメリットを生かしながら、一体的に貧困対策の推進に取り組みます。

進行管理

本計画の適切な進行管理を行うため、数値目標の達成状況や事業の取組状況について毎年度調査を行い、「子ども・子育て支援会議」において報告します。

また、継続的なPDCAサイクル（計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action））を確立し、社会経済状況など環境の変化を踏まえて各事業の検証を行うとともに、必要に応じて見直し・改善を図るなど、子どもの貧困対策に効果的な施策を推進します。

計画の目標

次に掲げる事業については、計画期間である平成34（2022）年度までの目標値を設定し、その達成に向けて取り組んでいくこととします。

区分	事業名	現状（平成28年度末）	目標（平成34年度）	担当課
教育の支援	スクールソーシャルワーカー配置事業	12人	21人	学校教育課
	まなびの場づくり事業	19か所	52か所	生涯学習センター
	適応指導教室推進事業（登校支援）	31%	50%	総合教育センター
	学習支援事業	2か所	5か所	生活福祉課
生活の支援	母子・父子自立支援プログラム策定員による支援	プログラム策定者 就職率 77.9%	プログラム策定者 就職率 88.8%	こども家庭課
	産後ケア事業	宿泊型：32件 通所型：5件	宿泊型：52件 通所型：7件	保健センター
	子育て世代包括支援センターの設置	5か所	7か所	保健センター
	乳児家庭全戸訪問事業	訪問実施率 92%	訪問実施率 95%	保健センター
	こども食堂等支援事業【新規】	0か所	23か所	子育て支援課
就労・経済的な支援	多子世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減	763,007千円	842,891千円	こども園運営課
制度利用・相談の支援	自立相談支援事業	支援プラン作成率 20.8%	支援プラン作成率 50%	生活福祉課

新規事業

事業名	事業の方向性	担当課
こども食堂等支援事業	子どもが歩いて行ける場所 （概ね小学校区に1か所）に開設	子育て支援課
子どもの貧困対策コーディネーター事業	平成30年度にコーディネーターを 配置予定	子育て支援課 子ども女性相談室
子ども家庭総合支援拠点	平成30年度に拠点を設置予定	子育て支援課 子ども女性相談室

計画策定に係るスケジュール

29年度	11月	12月	1月	2月	3月
会議の開催予定	● 支援会議＋部会(11/16)			● (支援会議)	
事務局			■ パブリックコメント (貧困対策計画案)		■ 計画策定
	■ 支援会議等の意見を踏まえて修正	■		■ パブリックコメント等を踏まえて修正	